

第六十一回 参議院大蔵委員会 會議録第十六号

昭和四十四年五月十五日(木曜日)
午前十時五十一分開会

委員の異動

五月十二日

辞任

上田 稔君
山本敬三郎君
後藤 義隆君

補欠選任

今 春曉君
津島 文治君
青木 一男君

出席者は左のとおり。

委員長

丸茂 重貞君

理事
青田源太郎君
岩動 道行君
戸田 菊雄君
多田 省吾君

委員

青木 一男君
伊藤 五郎君
大竹平八郎君
鬼丸 勝之君
小林 章君
津島 文治君
中山 太郎君
西田 信一君
佐野 芳雄君
野上 元君
松井 誠君
横川 正市君
渡辺 武君

国務大臣

大蔵大臣

福田 赳夫君

政府委員

大蔵政務次官

上村千一郎君

大蔵政務次官 沢田 一精君
大蔵省主計局長 相沢 英之君
大蔵省主計局次長 海堀 洋平君
通産産業省鉱山局長 長橋 尚君
石炭局石炭部長 坂入長太郎君
事務局側
常任委員会専門員

本日の會議に付した案件

○石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(丸茂重貞君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

去る五月十二日、上田稔君、山本敬三郎君及び後藤義隆君が委員を辞任され、その補欠として今春曉君、津島文治君及び青木一男君が選任されました。

○委員長(丸茂重貞君) 石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案、及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。福田大蔵大臣。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいま議題となりました石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案、及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

初めに、石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、従来、石炭鉱業の合理化及び安定をはかるための対策を実施してきたところであります。最近の石炭鉱業の状況にかんがみ、さらに石炭鉱業の整備の円滑化及び再建整備の促進をはかる等のための対策を講ずる必要が生じましたので、さきに石炭鉱業審議会にはかり、その答申を受けて本年一月に今後の石炭対策について閣議決定を行ない、これを強力に推進しようとしております。これに關し必要な措置を講ずるため、政府は、別途石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案等、これら二つの措置を講ずることに伴ひ、石炭対策特別会計法について次のような改正を行なうとするものであります。

第一に、今回の石炭対策を実施するため、本特別会計の存続期限を三カ年延長して昭和四十九年三月三十一日までとするものであります。

第二に、政府が石炭対策を実施する昭和四十四年度から昭和四十八年度までの間における本特別会計の収支は、全体としてほぼ見合うことになる予想されますが、石炭対策に要する費用は五カ年度間を通じ毎年度おおむね平均的であるのに対し、その財源となる原油関税の収入は逐年増加していくものと予想されており、初期において財源不足が生ずる見込みでありますので、借り入れ金の規定を設けようとするものであります。

第三に、昭和四十四年度からの新規施策として、石炭鉱業を営む会社が負担している金融債務及び従業員等関係債務の償還に充てるための再建交付金を交付することとしたしておりますので、これを本特別会計の歳出の範囲に加えるほか、所要の規定の整備をはかることといたします。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

なお、この法案につきましては、衆議院におきまして、政府原案の附則で「この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。」とありましたが、この法律は、公布の日から施行し、改正後の石炭対策特別会計法の規定は、昭和四十四年度の予算から適用する。」と修正されたことを申し添えます。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

昭和四十四年度におきましては、地方交付税及び地方税が大幅に増加すると見込まれますので、政府は、国及び地方を通ずる財政運営の円滑化に資することと、年度間の財源調整をはかることを考慮し、昭和四十四年度における地方交付税の総額についての特別措置を講ずることとし、別途、今国会に地方交付税法の一部を改正する法律案を提案いたしておりますが、この地方交付税にかかわる特別措置に対応して、交付税及び譲与税配付金特別会計法について所要の改正を行なうとするものであります。

改正の内容は、本特別会計法の規定により、地方交付税に相当する額として一般会計からこの会計に繰り入れる金額を、昭和四十四年度においては、所定の額から六百九十億円を控除した額とし、他方、この控除した額に相当する金額は、昭和四十五年度において繰り入れる金額に加算することとしたが、地方財政の状況等によつては、別に法律で定めるところにより、その一部を同年度に加算しないで、昭和四十六年度または昭和四十七年度に繰り延べて加算することができるとするものであります。

以上が、二法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(丸茂重貞君) 次に、補足説明を聴取いたします。相沢主計局長。

○政府委員(相沢英之君) まず、石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を補足して御説明申し上げます。

まず、改正案の第一点、特別会計の存続期限の延長について申し上げます。現行の石炭対策特別会計は、昭和四十一年八月に石炭鉱業審議会の答申を受けて閣議決定いたしました政府の石炭対策に関する経理を明確にするため、昭和四十二年三月三十一日までの間存続することが予定されておりましたが、その後の石炭鉱業の状況にかんがみ、石炭鉱業の整備の円滑化及び再建整備の促進をはかる等のため新たな対策を講ずる必要が生じ、昨年十二月の石炭鉱業審議会の答申の趣旨を尊重して本年一月に閣議決定した政府の石炭対策の推進に関する施策を実施するため、この特別会計の存続期限を昭和四十八年度まで、すなわち、昭和四十九年三月三十一日までの三年間延長しようとするものであります。

次に、借入れ金の規定を新設することについて申し上げます。現行制度では、特別会計法の附則第六項の規定により、この特別会計の収入の不足に対しては一般会計からの繰り入れ金でまかなうことが予定されておりましたが、新たに行なわれる石炭対策の実施期間中における石炭対策費とその財源となる原油油関税収入とは全体としておおむね見合うものと見込まれているものの、初期においては財源が不足し、後期においては財源に余剰が生ずるものと見込まれますので、財源の年度間調整という見地から従来の繰り入れ金の制度にかえて借入金金の制度を設けることとしております。なお、この規定に基づく借り入れ金は昭和四十四年度及び昭和四十五年度の二カ年間に限っており、改正後の特別会計存続期限の昭和四十八年度までに返済するようその償還期限を

借り入れをしたときから三年内にいたしております。

第三に、この特別会計の歳出の範囲に石炭鉱業再建交付金を加えることについて御説明申し上げます。昭和四十四年度からの石炭対策に関する新規の施策に必要な経費のうち石炭鉱業再建交付金は、いわゆる第二次肩がわりとして石炭鉱業を営む会社が負担している金融債務及び従業員等関係債務の償還に充てるためのものであります。改正後の石炭鉱業再建整備臨時措置法第四条の二の規定に基づく交付金となりますので、同法第四条の規定により現に交付しております石炭鉱業元利補給金と同様にこの特別会計の歳出として取り扱うため所要の改正を行なうとするものであります。

続いて、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を補足して御説明申し上げます。

昭和四十四年度におきましては、国の財政については、当然増経費の増加が著しく、かつ、公債依存度がなお高く、財政硬直化の状況にあるのに比べますと、地方財政は、地方交付税及び地方税収入の増加が大幅に見込まれ、その財政構造は著しく改善される状況にありますので、自治省とも十分協議の上、国、地方を通ずる財政運営の円滑化をはかることも、地方交付税の年度間の財源調整をも考慮し、昭和四十三年度における国税三税の自然増収に伴う地方交付税の増加見込みを勘案しつつ、昭和四十四年度の地方交付税の総額から六百九十億円の減額繰り延べを行なうこととし、これに伴い一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れる金額を六百九十億円減額することとしたものであります。

以上の措置を前提といたしまして、昭和四十四年度の予算におきましては、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れ額として、同年度における国税三税の収入見込み額の三二%相当額一兆三千八百四十二億円と昭和四十二

年度の精算分三十一億円と昭和四十三年度の特例措置に基づく加算額百五十億円との合計額一兆四千二百三十三億円から六百九十億円を差し引いた一兆三千三百三十三億円を計上いたしております。

なお、この六百九十億円は、提案理由の説明においても申し述べましたごとく、昭和四十五年における一般会計からの繰り入れ額に加算することにしてはありますが、地方財政の状況等によりその一部を昭和四十六年度及び昭和四十七年度に繰り延べて加算することができるとしてあります。この場合においては、その繰り延べるべき金額及びこれを加算する年度につきましては、別に法律で定めることとしております。

以上、提案の理由を補足して御説明申し上げます。何とぞ、よろしく願ひいたします。

○委員長(丸茂重貞君) 午後一時三十分再開することといたしまして、休憩いたします。

午後二時十一分開会

○委員長(丸茂重貞君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言願います。

○野上元君 この特別会計法の期限は四十六年三月三十一日に切れるわけですね。それを四十八年三月三十一日まで延長するといふ、その理由は何ですか。

○政府委員(海堀洋平君) 四十二年を初年度といたしまして石炭のいわゆる抜本対策というものの発足に際しまして、四十二年から五カ年間の原油油関税のある部分を特定財源といたしまして特別会計によって抜本対策を実施することとして四十三年度に及んだわけでございますが、四十三年度に入りまして、いろいろな理由がございますのですが、一つは、抜本対策を策定するにあたって

とりました前提が非常にくずれてきたということの一つと、もう一つは、労務の状況から予定した出炭が確保できないというふうなこと、その他各般の事情がありまして、四十二年に発足した対策のみでは石炭の再建というものが遂行し得ないであろうという見込みが明らかになりましたので、通産大臣はあらためて石炭鉱業審議会に對しまして今後の石炭対策のあり方を諮問したわけでございます。非常に長期の審議の結果、四十三年の十二月に至りまして石炭鉱業審議会から新しい石炭対策についての答申が行なわれまして、政府といたしまして、この答申を受けまして、ほぼその線に沿いまして、一月の初めに新石炭対策の閣議決定を行なつたわけでございます。この答申は、一応四十四年度から四十八年度までの措置を主体にした答申になっておりまして、その間におきましては石炭企業が適正な規模で安定することを旨としておりますし、また、その間における対策費というものがほぼ初年度程度の財源を要するといふことが明らかになりましたので、この特別会計の期間をその答申に合わせまして、四十八年度まで延長することにしたわけでござい

ます。

○野上元君 抜本的には、四十八年度末には大体政府の考へておるような石炭鉱業の情勢になる、こゝういふ見通しがあるので四十八年度まで引き延ばした、こゝういふことは言えますか。

○政府委員(海堀洋平君) 四十八年度以降におきましても対策費がゼロになるということではございませんが、四十八年度までにはほぼ各企業がある程度の助成を行なえば安定的に移移していくであろうという見込みで、ともかく四十八年度までに石炭企業がその後安定的に移移し得るような措置をとってしまおうということでございます。たとえば、この新対策の一環としております再建交付金につきましても、十五年間にわたって交付いたしますので、四十八年度以降にももちろん歳出は出るわけでございますが、しかし、ともかく四十四年度より四十八年度までに集中的に施策を講じ

合理化措置、労使一体となってこれを講じていく、かような前提でございすが、そういうものと今後五年間平均的に見まして、今回の対策をもちまして安定的に存続し得るものと、かような見通しでございすが。

○野上元君 そうしますと、四十二年度の産炭量というの、おおむね四十六万トンですか。

○政府委員(長橋尚君) 四十二年度におきましては、実績が約四十七万トンでございすが、それから四十三年度昨年度におきましては、実績が約四十六万トンでございすが。

○野上元君 四十二年度に比べて四十三年度は百万トン産炭量は落ちていますね。だけれども、石炭産業界における経営状態というのはいささか悪くなっているという感じが言えますね。ということになると、どうしたらよくなるかという問題ですね。そのことはあまり長く論議もできませんが、私の聞きたいのは、四十六年度末において大蔵政府の考えた安定的な石炭産業界というものが望めるかどうかということで助成を開始したけれども、実際はそういう状態ではない。したがって、四十八年度末まで延ばしたということなんです。が、わずかに二年間延ばしただけなんです。それで、はたして政府の思いうるような状態にいきますか。ますますだんだん悪くなっていくんじゃないですか。

○政府委員(長橋尚君) 前回の石炭対策におきましては、四十五年まで五千万トンの出炭規模を確保してまいり、かような想定に立っていただけでございすが、ところが、先ほど申しましたように、自然条件の悪化、あるいは労働事情の予想以上の急激な変化というふうなことによりまして、出炭量が五千万トンを計画の初年度四十二年度において約三千万トン割り込むというふうな結果に相なったわけにございすが。前回の助成策におきましては、出炭五千万トンという想定のもとで助成の厚みが策定されたわけにございすが、生産量がいろいろな事情によりまして、相当程度減つていったとまいり、この結果、トン

当たりをいたしましての損益というものが非常に大きな狂いを示しまして、赤字の増大という形で炭産業界の経営を非常に圧迫するという結果に相なったわけにございすが。

○野上元君 四十二年度においては、五千万トンの予定が、四十七万トンに割り込んだ。だから、経営はそれだけよくならぬにやいかぬ、ほんとうは、とにかくトン当たりの赤字が出てくるわけですからね。したがって、出炭量が少ないほど赤字は少なくなるわけですね。にもかかわらず、だんだん少なくなっているというけれども経営状態はよくならないということになると、一体どれぐらいの出炭量ならば石炭産業界というの安定的に現状を維持できるのかということになると、先ほどあなたが話したように、三千五百万トン、あるいは三千六百万トンぐらいまで持つていかないと安定的なものにならない、こういうことになるわけですね。そうすると、何といひますか、普通は、商品とどんとつくっていかねばつくるほど生産コストが下がるというわけにございすが、この石炭の場合は逆に、出炭量が少なければ少ないほど経営状態はよくなる、割れば割るほど赤字が累積していく、こういう逆の現象が出ておるわけですね。そういう場合には、はたして石炭産業界を安定的に維持していくというふうなことが論理的に可能かどうか、経済論理として可能かどうか、その点を私は非常に疑問を持つておるわけにございすが、はたしてどういふふうに考えておるわけにございすが。

○政府委員(長橋尚君) 石炭のコストにおきましては、固定費用の割合というの、労働集約的な産業でございすが、非常に高いわけにございすが。そこで、まず、前回の対策におきましては、一定の人間のもので産率があがり、出炭が全体として五千万トン維持される、したがって、トン当たりの赤字はこの程度にとどまるであろう、そして石炭産業界を四十五年まで安定させるためには、この程度の助成費を投すれば足りるはずである、かような考え方に立っていただけにございすが。

ところが、予期以上に炭が減少いたしまして、そういう固定費の高さというふうなものが赤字の増大につながったわけにございすが、今回の石炭対策におきましては、そういう計画面における背伸びと申しますか、そういうことを極力排しまして、ほんとうに実行可能な、もとより労使一体となつての企業の自己努力という辺は当然の前提ではございすが、そういうものをある程度前提にいたしまして、とにかく最近の勢から見てかいた計画を組みまして、そうしてそのもとで必要な国としての助成費用というふうなものを算出したわけにございすが。そして、生産量が四十八年度までに一千万トン余り減るわけにございすが、閉山量にいたしますと、これは一千四百万トン程度のものにならうかと思ひますが、そういうことによりまして、いわば炭産業界と申しますか、国の思い切った助成にもかかわらずそのもとでどうしても成り行かない、こういうふうな石炭産業界がその間に漸次閉山をしていく、その場合、産炭地への配慮というものは十分にいたしておるわけにございすが、そういうもとで閉山をしていくということによりまして、いわば玉石混濁の状態が、漸次粒のそろつた能率的な企業の集まり、こういうふうなことになるまいりまして、それで今後、今回の助成制度のもとで、四十八年度までの間には安定的な状態に石炭産業界を持つていけるものと、かように判断した次第でございすが。

○野上元君 判断はいいんですが、四十年末においても判断したわけにございすが、判断したとおりに行かないで、逆のほうに行つておるんだとね。したがって、私は、わずかに二年延長したといつて、いまや危機に瀕している石炭産業界が安定的な姿に立ち直ることができぬかどうかというところになると、非常に問題があるような気がするんだとね。したがって、私は、石炭産業界を助成することについて反対をするわけにございすが、ただ、やはり国の資金を使うんですから、効率的に助成しなきゃならぬと思ひますね。

ただ、私は、現状を維持するために助成金を出すという行き方と、そうではなくして、いわゆる立ち直りの資金として、ほんとうの再建といひますか、再建としての助成という二つの方向があると思ひますが、これはまあ法案を読んでも、思ひます、この再建、こういうふうな感じが、いわゆる縮小再建、こういうふうな感じが、いづれにしても、再建資金であるといひます。にいわれておるんですが、再建にならないで、だんだん悪くなつていく、そうして結局、現状維持のためにだんだん金をつぎ込んでいく。結局何にもならなかつたというふうなことになる可能性があるといひます。石炭産業界というの、基本的なものをそろそろ考えなければならぬのではないかと、いふふうな感じがするんです。というのは、現在の競争市場において石炭産業界というのは、はたして経済的に成り立つていく企業であるのかどうかといひます。私は政府としてはおそれなくもわかつておられると思ひます。しかし、依然としてこういう姑息的なやり方をしていくことは、私は政府みずから苦境におちいるのではないかと、いふふうな感じがするわけにございすが。

したがって、その点についてゆつくりと質問したいところですが、きょうは大臣もおられませんが、それはあまりできませんけれども、ただ、私が言いたいのは、とにかく五年間に四千億ですか、あるいは五千億の助成をつぎ込んでいくわけにございすが、それを毎年平均的につぎ込んでいくという考え方は、これは私は非常に納得できぬので、経済行為として、もしも四千億をつぎ込んで石炭産業界が安定的な状態に立ち戻れるという見通しがあるならば、初年度において四千億ぶち込むべきだと思ひます。それを、毎年八百億なら八百億に分けてやつていくという行き方は、私はまずいと思ひます。しかも、財源として五年間とにかく重油関税はあるわけにございすが、収入として見積もりのあるわけにございすが、したがって、四千億いま借り入れてどつとそれを使つても、石炭産業界が立ち直ることができぬならば、それをやるべきであつて、毎年小刻みにやつていって、結局

どろの中に金を捨てるようなことをやるというのは、私は政府としてはまずいような気がするんです。したがって、私は、平均的な助成のしかたというところは、石炭鉱業に対して何とか現状のびほうをしていこうということじゃないかというふうな気がしてならぬのですがね。ほんとうに再建をされるという必要があるならば、四千億必要なら四千億つぎ込んでいったらいいじゃないか。収入は明らかに五年後は四千億という見通しなんです。それから、この際、百億借りるのも四千億借りるのも思い切って借りて、そこにつぎ込んで、石炭鉱業を立ち直らせるという積極的な方法を政府は考えたことはないのですか。

○政府委員(海堀洋平君) 助成の方法でございすが、実は、支出ベースでは、大体横ばいということになりまして、五方年間九百億前後の金ということになります。助成の態様を御説明いたしますと、第一回の対策のときにとりまして元利補給金というものは、元本ベースで千億圓、石炭会社が負っており、債務千億圓を政府がかわって払いますという事です。したがって、その部門においては千億圓がその時点につぎ込まれたと考えるていいわけですが、それを直ちに千億圓をすぐ払うのじゃなくて、金融機関の協力を得まして、ある程度の期間で払っていく。したがって、その場合には、その千億圓という額はすでに将来にわたって石炭企業はその負担から免れているわけでございます。それから今度とります再建交付金というの、約千億圓の元本につぎましてやはり同様の措置をとるわけでございます。したがって、これも政府からの支出は十五年にわたるわけでございますが、企業としては千億圓の借金を肩を抜いてもうという形になるわけでございます。

それから次に、助成の大きなものとして、安定補給金といいますが、どうしても石炭の売れる価格とそれからコストとの間に差があるものですから、その差の一部を、原料炭と一般炭とは多少の差がありますが、これを補給してやろう。これはやはり生きている企業では補給していいかな

ければならないわけでございますので、その出炭のつどそれを計上していく以外にならう。

それからさらに次に大きいのは、石炭企業を統けていくためには設備投資をしなければいけない。これを石炭合理化事業団から無利子の貸し付け金にしていこう。これも、設備投資——大体現在の出炭の非効率なところはもう設備投資をするわけではございせんが、能率的な坑道におきましては設備投資をしていく額というのは百億圓程度でございまして、これも、五年間の分の五百億圓をすぐ投資しろといいますが、坑道はその投資した分が眠っているというふうな形になるものですから、やはり年々投資していかなるを得ない。そこで、その負担を軽減するためには、これは無利子で貸し付けよう、こういう考え方に立ってやるわけでございます。

大体、直接的な石炭鉱業そのものへの助成というものは、それから鉱山保安対策に対する助成、それからこれも石炭の需要確保のために、電力会社がある程度の量をこえて石炭を引き取った場合に、その引き取ったものに対してある助成を出す、それから鉄鋼会社が原料炭をある量を引き取った場合には、それに対して助成を出す、これが助成の大宗でございまして、したがって、先生がおっしゃいましたような趣旨は、とれるところはとりまして、ただ、財政負担の均衡からそれを各金融機関なんかの了解のもとに長期にわたって分割しているのでもございまして、石炭対策として当初に取入れて措置はとっているはずでございます。それ以外の措置はちよつとサイドの措置になりまして、非効率炭を減らす場合には、そのしめるために必要な閉山交付金というふうなもの、あるいは、鉱害復旧に必要量を計上していく、あるいは、鉱害復旧に必要量を計上していく、あるいは、産炭地振興につきましては、その必要額を計上していくということもございまして、非常に平準化されているように見えますが、第一次——いわ

ゆる四十二年度に始まりまして抜本対策における元利補給金、今回とらうとしております安定補給金というものは、いづれも、当初におきまして、石炭企業の債務のまあ、俗なことでは言えませんが、一筆に行なうてしまふということもございまして、ただ、その支出が、金融機関の協力を得てある程度長期にわたっているということもございまして、石炭企業にとりましては、その対策の効果は、前の千億と今回とらうとしている千億というものは、直ちに効果としてあらわれるという事でございまして。

○野上元君 一つの理屈としてはわかるんですが、しかし、現状として、何といいますが、助成をしたにもかかわらず、必ずしも石炭鉱業がよくならないというの、その実情が私にはわからないうんです。だから、どうして助成をしたがら石炭業界は政府の思うような安定の軌道に乗ってこないのか、むしろ逆のほうへ行くのかということをお聞きと、どうもそのこまぎれの助成で現状をばうしていくというふうにとられてもしかたがないような気がするんです。だから、それだけ金が見通しがあるならば、思い切った再建策というものを講じて、決して特別会計法違反にもならないし、この負担において借り入れして、そうして国会の承認を得てやればいいんですから、一ぺんに初年度において全部つぎ込んでいくという方法はあると思うんですが、そういうことをやったほうがむしろ起死回生の妙手になるのじゃないかというところにわれわれ素人考えではなるんですが、いま主計局長が言われるようなこと、理屈としてはわからぬことではないんです。しかし、現実にはだんだんよくなるならば私もそれで承服するんですが、よくならないから、もう少しやり方を考えたらどうだ、こういう気がするわけなんです。

その点はそれくらいにしておきますが、問題は、石炭は最初五千五百万トンくらいが大体目標だったですね。それが今度五千万トンになり、だんだん下がってきて、四十八年度末においては三

千五百万トンという程度に落ちていくだろうと、そうすれば大体安定の軌道に乗るだろうと、こういうあなたの説明なんです。ところが、三千五百万トンというものが大体ぎりぎりの線ですか。要するに、私の聞きたいのは、出炭量を下げれば下げるほどよろしいと、しかし全部切つてしまふわけにいかぬから、三千五百万トンだけは何とか石炭鉱業のために確保していく必要があるんだと、こういう考え方のなか、それとも、国家の熱資源としてこれだけのものは必要なんだと、需要があるんだと、どうしても欠くことができないんだという考え方のなか。したがって、言い方をかえれば、国としては三千五百万トンの石炭は確保するんだと、熱資源として、こういう方針なのか。そうじゃなくて、業界のためにやむを得ぬ、この辺が安定する線だろうと、こういう考えなのか。私の言うことがわかりますか。そういうことを通産省としてはどういうふうにお考えになつて

いるか聞きたいんです。

○政府委員(長橋尚君) 石炭の需要につきましては、まず鉄鋼用の原料炭が一つございまして、これは漸次自給率が下がってまいっておりますが、現在は三割を割る、こういうふうな状態でございまして、いくらでも、できるだけこれを国内資源として確保していくということは非常に望ましいことであると思つてございまして。また、電力用炭を中心にしたしまして一般炭につきましても、漸次エネルギー革命のもとで需要が減退してまいっておりますけれども、先々五年後の将来というふうな点を考えましても、非常に低く見積もれば千五百万トンというふうな数字も出ますけれども、二千万トン近いものはやはり必要であるという、かような見通し判断でございまして、ただ、問題は、価格との関係でございまして、現在でも、先ほど説明がございましたように、一定の基準量を越えま

いる、こういう状況でございますので、いくら財政負担がふえようともできるだけ確保していくんだというふうなことは相ならないわけでございます。ところで、この四十八年度にこの程度の原料炭ないし電力用炭を中心とした一般炭が確保されれば、大抵需給的に支障はない、こういうふうな面を一つのめどにいたしまして、それが先ほど来の三千六百万トン程度という数字でございますが、そういう出炭の一つの基礎に置まして五年間にわたる助成策というものを積算いたし、今回の石炭対策の裏打ちといたしたわけでございます。

ただ、御指摘の三千六百万トンは、今後とも引き続き絶対にこれを確保していくんだというふうな考え方には立っておらないわけでございまして、むしろ今後一定の国としてぎりぎりの助成の限界をこえてお示したという中で、労使一体となって企業の能力を上げて、もっと増産に励んでいくというふうなことが成功いたしますれば、五年後の出炭規模があるいは三千六百万トンを上回るということも期待できるわけでございまして、あるいはまた、相当かた目に数字を見積もりましたにもかかわらず、自然条件の思わざる悪化というふうなことで、最悪の場合には三千六百万トンも割ることもあり得るかもしれないというふうな、五年後の将来につきましても、かなり幅を持った考え方のもとで石炭対策を組み立てている次第でございます。

○野上元君 あなたのお話では、三千六百万トンというのは、国家の立場から見ても熱資源の需要としても絶対的なものではない、これはほとんど減っていく可能性もある、こういうわけですね。ということになると、石炭鉱業界はもうろんろんということはわかっておるわけですね。したがって、何といいますが、将来石炭というものはなくなるかもしれないというふうなことをおそろく考えるではないですか。彼らは経済行為をやっておるわけですから、もうからぬ、そうして将来な

くなるというものをむきになって生産するなんという、そんなばかげた経済人はいない、私は思うんです。したがって、率直に言えば、石炭というやつは、私企業でこれをやらしていくというところは経済理論上から無理がある。したがって、これは何とかほかの方法を考えなければ、いくらお金をつぎ込んでみて結局だめになるんじゃないかという気がしますがね。

ただ、この際聞いておきたいんですが、四十二年度は四千七百万トンを生産したんだが、それは、何といいますが、売れ残りほどぐらいいあるんですか、全部完全に山の手を離れておるんですか。

○政府委員(長橋尚君) 四十二年度あるいは三年度の石炭の需給状況について見ました場合、売れ行き不振で山元に貯炭がたまるというふうな状況は出ておりません。大体、生産されるものは全部はける、かような状況になっております。これは、石炭の価格につきましても標準炭価制度のもとで昭和四十年年度案に基づいておりましたので、そうして、その半面、先ほど御説明しましたような国の需要家ないし石炭生産業者に対する助成が行なわれておるわけでございまして、そういう状況のもとで売れ残り、こういうような状況は四十二年度案を出ておらない現状でございます。

○野上元君 四十年年度に決定した炭価で四十二年度の出炭量あるいは四十三年度の出炭量は全部消化できた、こういうように解釈してよろしいですか。あるいは、それを全部売するために、いわゆるダンピング的な売り方をしているんじゃないですか。その点の実態はどうでしょう。

○政府委員(長橋尚君) 昭和三十三年、四十年とかあるいは三十六年当時は、非常に石炭不況の状況のもとで、それ以来特別な石炭対策というものが打たれてまいっておるわけでございまして、当時におきましては、御指摘のような標準炭価制度のもとでの安売競争というふうな状況もございましたけれども、その後、たとえば電力用炭について申しますと、電力用炭株式会社というふうなものが

用いられてまして、そこがまあ電力業者との間に立ちまして契約ないし配船を行なうというふうな措置も講ぜられ、最近におきましてはそういういったダンピング傾向というふうなものは全くないものを見ております。

○野上元君 いま、石炭と競争関係にある熱資源というものは、どういふものがあるんですか。たとえば、重油とか、その他いろいろのものがあると思いますが、どういふものがありますか。

○政府委員(長橋尚君) 一番大きな競争相手と申しますのは、御指摘の重油でございます。

○野上元君 それは重油だけですか。価格の競争を考へる場合に、重油だけの価格を考へれば石炭は生る道があるのですか。

○政府委員(長橋尚君) 一般炭につきましても、まず電力用炭及び工場用のボイラー炭がございまして、この面につきましても、まず重油でございまして、それから北海道を中心といたしまして暖房用炭がなお年間三百万トン余りの需要がございまして、けれども、この面につきましても、石油ストーブ、軽油のストーブなり、あるいはまた、電気、ガス、こういったものが一つの競争相手になってまいるわけでございまして、あと、原料用炭――鉄鋼用ないしガス用の原料用炭がございまして、この面におきましては、もっぱら競争相手は海外原料炭に相なるわけでございまして。

○野上元君 原料炭の場合は海外との関係を考慮しながらやっていけばよろしいというわけですね。したがって、比較的需要度は高いわけですね。一般炭の場合は、重油であるとかあるいは石油であるとか、こういうものと競争しなければならぬということになると、先般、国鉄運賃の値上げ法案を審議したときに、国鉄の五カ年計画でしか、合理化計画でしか、あれでは、石炭をたいておる汽車、列車を重油に切りかえていく、こういうふうな話が出てまいりましたが、現在、国鉄の需要といわれる一般炭の年間の量はどれくらいですか。

○政府委員(長橋尚君) 国鉄用炭も漸次減少してまいっております。四十三年度におきましては、大体百二十八万トン程度、これは見通し数字で、まだ実績数字は出ておりません。今年度におきましては、九十四、五万トン程度になろうかと、かような推定でございます。

○野上元君 そうすると、一般炭の大需要家というのには電力ですか。その年間の使用量を教えてください。

○政府委員(長橋尚君) 御指摘の電力が一般炭の需要の大宗をなすわけでございまして、四十三年度におきましては、合計二千六百五万トンの実績見通しでございます。これが、四十四年度におきましては、二千四百二十四万トン程度になろうかという推定をいたしております。

○野上元君 電力あるいは国鉄が使っておる一般炭というのは、電力会社から見れば必要欠くべからざるものとして使っておるのか、あるいは、石炭対策の一つとして一つの国策の線に沿って必要以上のものを買わされておるのか、その点はどうでしょう。

○政府委員(長橋尚君) 電力用炭につきましては、いま直ちに石炭が大幅に入手できないということになりますれば、非常に困る立場にございまして、先ほど申しましたような昨年度ないし今年度の需要量という辺につきましても、やはり増加引取交付金とかそういうふうなものにささえられまして、重油とある程度バランスのとれた値段で引き取っているわけでございまして、それから国鉄につきましても、特別の制度はございせんけれども、これも値段とのかね合ひでございまして、標準炭価制度のもとで現在の引き取りが行なわれている、こういうことでございまして。

○野上元君 二千四百万トンないし二千六百万トンの電力会社が使用している一般炭ですね、これは重油にかわり得る部分というのとはどれくらいのものでしょうか。全部これは重油にかわり得るのですか、かえようと思えば。

○政府委員(長橋尚君) いま直ちに全部重油にと
いうふうなことはございせん。現在、石炭専焼
火力設備なり、重油との混焼のもとで稼働いたし
ます混焼の火力発電設備というものが相当数ある
わけでございます。そういう設備を動かして電
力供給に遺憾なからしめるためには、相当程度の
石炭需要というふうなものが今後とも漸次減少は
するにしましても期待できる、かような想定に
立っているわけでございます。

○野上元君 それは私もわかります。設備が現
在、石炭をたぐりな設備である場合には、その
設備を重油に改良してまで重油をたぐりな必要はない
という場合には、ある程度現状維持でいくことが
あり得るでしょうね。しかし、石炭の価格と重油
の価格がうんと差があり、ますます開いてくる
ということになれば、電力業界としても、電気料金
のコストを下げるという意味においても、設備を
重油の部門に改良して、石炭を廃止するというこ
とだって考えられるわけですね。それを従来電力
業界はやってきたわけでしょう。最盛期は石炭を
どれくらい使っておったのですか、電力会社は。
○政府委員(長橋尚君) 恐縮でございますが、い
まちょっと手元に資料がございせんので、至急
取り寄せてお答え申し上げます。

○野上元君 それでは、資料がなければしかたが
ないんですが、私の聞きたいのは、電力業界も、
結局、重油を使ったほうがうんと経営上得たとい
うことになれば、これをいつまでも国として押え
るわけにはいかないと思ふんですね。やはり経済
行為をやっておる以上、安いものを使う、しかも
熱効果も十分だというふうな場合には、そつちに
切りかえられてもしかたがないと思ふんですが、
おそらく従来から見れば順次重油の設備のほうに
切りかえつつあるのじゃないかというふうに、私
は知っているわけじゃありませんが、想像できる
わけですが、その実態が知りたいわけですね。した
がつて、もしそうであるとするならば、何年かは
現在の設備がある以上は石炭をたぐりなしょう。し
かし、将来、何年か先はこの設備を改良する可能

性が出てくるということになれば、もう電力業界
から見放されたら石炭業界は立っていけないわけ
ですね。その場合にはどうしても国の力を発動し
て石炭鉱業を守らなければならぬ、こういう関
係になるわけですね。しかし、それは非常に経済
的にはおかしい話なんですね。したがって、その
どちらに矛盾があるかといえは、電力業界に矛盾
があるのではなくして、むしろ石炭鉱業のほうに
矛盾が出てきておるわけですね。それを私企業で
やらしておる以上は、そういう矛盾を繰り返して
いかなければならぬ。そして、助成金を毎年毎
年つぎ込んでいかなければならぬ。そして、衰
微の一途をたどっていく。そして、だんだん消滅
していく。ただ、いわゆる衝撃を一番に与えない
で、徐々に死んでいくというふうな方法をとっ
ておるような気がしてしかたがないんですね。し
たがつて、そうじゃなくて、国としてやはりこれ
だけのものは必要であるというならば、必要な
うに基本的な考え方のもとに立って、石炭鉱業の
あり方について今後抜本策を立てなければいけな
いのじゃないかという気がするんですが、通産省
としては、そこまで考えたことはないのですか、
とにかく現状の状態でやっていくということでは
ないか。

○政府委員(長橋尚君) まず、御指摘の電力用炭
の需要につきましては、原油の火力発電設備、そ
の中には、特に四十九年度以降、石炭需要対策と
いうような意味で、電源開発株式会社が石炭対策
の財源としての関税収入からも支援を仰ぎながら
つくってまいりました三つの専焼発電所がござい
ます。そういうものも含めまして、今後なお相
当の需要が期待できる。先ほど御説明申し上げま
したように、四十八年度におきましては千九百萬
トン程度というふうなものが期待できるものでは
ないだろうか。三千六百萬トンの内訳といたしま
してそういう想定を持ちまして、そういう上で所要
の石炭助成対策というものを今回講じたわけでござ
います。今後、石炭鉱業全体として再建軌道
に乗っていくというための対策といたしまして、

一月の十日に閣議で決定されました石炭対策にお
きまして、昨年末の石炭鉱業審議会の答申を受
けまして、今後石炭業界の体制を整備していくと
いうことが非常に大きな課題である。そのため
に、個々の企業内の合理化をはかっていくという
ことはもとよりでございますが、同時に企業相互
間でさらに合理化メリットの追求の余地がある場
合には、それを企業が協力し合ってやっていく、
こういうふうな方向が打ち出されておるわけでござ
います。たとえて申しますれば、鉱区の調整
ということばを使っておりますが、鉱区が細分さ
れております場合に、そしてまた企業別に所属が
異なっております場合に、それを隣合ったものが
一緒になつて開発をしていくという場合には非常
に合理化メリットが出てくる。あるいは、流通面
その他において、共同して地区別の販売をある地
区について共同してやっていく、店舗を共同化す
る。いろいろ流通面においても共同行為の余地も
あるわけでございます。そういう鉱区の統合と
か、あるいは流通の合理化という面につきまし
て、地域の実情に即しまして具体的なケースごと
に、メリットがありまします場合には統合とか共同行
為というふうなものを重視していくべきである。
そして、そのために、石炭鉱業審議会が所要の部
会を設けて具体策について検討し、その実施の上
で特に必要あれば政府の勧告等の措置を講じてい
こう、かような一項目が入っているわけございま
す。そういう形で、石炭鉱業の今後の再建のた
めに、企業内の合理化努力と並行して企業相互間
のケース・バイ・ケースでメリットのあるケース
についてそれを推奨していく、かようなことを考
えているわけでございます。

○野上元君 重油と石炭の価格の競争ですが、重
油というのはほとんど輸入されているわけでは
ない。日本で実際に採掘しているのは、消費量の何
%あるわけですか。

○政府委員(長橋尚君) ちょっと古い数字でござ
います。四十二年の実績について申し上げます
と、国産原油が八十七万九千キロリッターでござ
います。それに対してしまして、輸入が一億三千八
百五十四万二千キロリッターに相なっております。
したがって、自給率といたしましてはき
わめて低い数字になります。

○野上元君 この重油の価格と国内の石炭の価格
は、競争できるというふうな状態にありますか。
たとえば、重油が全部国産であるならば、政府の
力によって一つのバランスをとるというところはで
きると思ふんですが、ほとんど輸入にまわっている
わけですね。したがって、価格を外国がきめてく
るわけですから、関税を設けて輸入を制限する
というよりほかには方法がないわけですね、石炭を保
護する場合に。そういうことは、ガットの精神か
ら見て、もちろんできるわけではない。したがっ
て、重油は、ほとんど外国の技術が進歩すれば、
ますますコストは下がってくる。ということにな
れば、いよいよ石炭は競争に負けていくわけだ
ね。そういう場合に、電力会社としても、あるい
は国鉄としても、あるいはその他の大需要家にし
ても、どうしても安いものに手を出していく、変
えていくというところは当然考えられるので、私は
石炭鉱業の将来というものは非常にむずかしい状
態になっているという気がするんです。その点
は、通産省としてはどういうふうにお考えですか、
競争できますか、価格において。

○政府委員(長橋尚君) 石炭の生産につきまして
は、自然条件が非常に大きいわけでございます。
漸次鉱区も深部の開発に移行してまいるといふ
うなことで、機械化その他によりまして能率は逐
次上昇してまいっておりますけれども、やはり
先々能率の上昇傾向というものはある程度鈍化せ
ざるを得ないような状況でございます。そうい
う意味合いにおきまして、重油との競争というの
は非常にきびしい条件下にあるわけでございます。
しかし、当面、あるいはまたここ先々当分の
問題としましては、先ほど申し上げましたような
電力設備面からいたします需要もございます。あ
るいはまた、特に北海道とかそういうふうな地域
におきまして石炭と重油の競争事情という点には、

第五部 大蔵委員会会議録第十六号 昭和四十四年五月十五日 【参議院】

七

まだかなりのメリットも北海道あたりにおきましてはございませう。そういう中で、できるだけ石炭鉱業を全体として生かしながら、そういった電力需要というものにもこたえて、そしてエネルギー経済の中でやはり石炭としての地位を極力維持する努力はいたすべきだと、かように考えるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、また、石炭鉱業の今後につきましては、石炭自体の助成のもとで最大の合理化努力をいたすのに応じまして、需要業界のほうの協力ということも期待しながら石炭の再建をはかつてまい、かような考え方に今回の石炭対策が立っているわけでございます。

○野上元君 気持ちにはわかりますがね。一時的なびぼう策としてはこのやり方もわからないわけじゃないんですが、将来を思うと、私は、見通しができるような気もするわけですね、しろうとでも。あなたも先ほど説明されたように、石炭鉱業というのは労働集約的な企業であって、生産性を高めるというのはなかなかむづかしいんだということをおっしゃるわけですね。重油のほうは、一方、いわゆる資本主義的なやり方であって、近代産業ですわね。したがって、これは格差はだんだん開いていくばかりだと思ふんです、このままほっておいたら。したがって、なかなか競争はできぬと思ふんです、一般的に見れば。したがって、あなたが言われるように、何とかして石炭を守っていくんだということはわかるんですが、しかし、将来そんな長いこと持ちこたえられるものじゃないと思ふんです。したがって、私は、その点が実は心配だから、先ほど来、気持ちにはわかるけれども、こういうやり方では結局じり貧にまたなっていくだけだ。したがって、この辺で思い切った政策転換をやらなければだめなんじゃないかというふうな気がします。

それで、まあいろいろと聞きたいことがたくさんあるんですけれども、たとえば、閉山の場合には、割り増しを出す、いわゆる閉山奨励です、わ、一つの。したがって、あなた方が考えられておる絵

も私はわかるんですがね。縮小再建というふうな表現を使われておるところを見ると、だんだん縮小して、生産性の高いところだけが残っていくというふうなことをやって、最後にはこの生産性の高いところだけで石炭業界を守っていく、こういうおそろく考え方で今後も続けていくというわけだと思ふんですが、そういうことをやってみても、生産性の高いところといえども、もう石炭ブローパーだけではとてもやっていけないものではない。結局、多角経営をやらざるを得ないような状態に私はなるだろうと思ふ。そういうことが見通せるならば、この辺でも私企業にそんな苦勞をさせないで、また、大蔵省もそんな苦勞をしないで、どうしても石炭が当面何十年か要するというところであれば、思い切った私企業の手を放して、あなたの方で経営をしたらどうですか。そのぐらいの思い切ったことを大蔵省としては考えませんか。依然としてこういつき込み方をするのですか。

○政府委員(海堀洋平君) 石炭鉱業をどういうふうにして今後運営していくかという問題でございしますが、いろいろな御意見を、石炭鉱業審議会の場を通じて、あるいは各般の分野からいただいたわけでございますが、石炭鉱業審議会の答申では、やはり私企業のベースにおいて、しかし、他方また、鉱区調整とかそういういった能率を向上させる面については、鉱区の調整あるいは企業の協調というふうなことをとりつつ、やはり私企業をベースにして考えていくべきであらうという答申をいただきました。政府もその方向をとっているわけでございます。石炭の生産のコストがかかるという場合に、それを私企業でやった場合と、あるいはいま先生のおっしゃいました国営でやった場合と、どちらが能率的であるかという問題について考えた場合にございまして、石炭合理化審議会は、現在の私企業体制を前提として行なつたほうが能率的にもいいのではないかと判断をされたものと存じます。現実には、他の分野で国の企業としてやっているもの生産性という問題を、同じような業種で私企業でやっているものと比較して、必ずしも

高いというふうには言い切れない面がございまして、政府といたしましては、石炭鉱業審議会の答申をもとにして、私企業のベースを基本にして石炭企業の再建を考えていきたい、そういうふうにしたわけでございます。

○野上元君 四十八年において大体三千六百万トンというものを、四十八年以降安定的に確保するという方法はどうなんですか。たとえば、重油に対する関税をさらに引き上げるとか何とかして石炭を保護するということをやらんのですか。それとも、あなたのほうとしては、炭価を下げていくとかいう見通しはあるんですか。

○政府委員(長橋尚君) 石炭鉱業審議会の答申におきましては、石炭業界としてはいつまでもこういつた他産業に比して格段の破格の助成を期待すべきではない。今後五年間に四千数百億といった思い切った助成を与えられる機会に、ひとつ体制を十分に整えて、そして四十九年度以降は石炭対策費は減少するんだという前提に立つてこの際今の事態に対処すべきである、かようなことがうたわれているわけでございます。四十八年度まで今後五年の間に、非能率な部分は、これは非常にやむを得ないことでございしますが、整理しながら、能率的な部分を最大限の企業努力と相まって生かしていくことにいたします。ともに、今後の先々の需要をいたしまして、単に五年と言わず、その先やはり原料炭というものは非常に大きな重要性を持つわけでございます。また、電力用炭につきましても、先ほど四十八年度三千六百万トンベースのもとで千九百万トン程度と、かように申し上げましたが、その先々ある程度の縮小はやむを得ないとしても、統いていくわけでございます。そういう原料炭を中心とした、それに電力用炭というふうなものを加えた需要にこたえるべく対処し得るものと、かように考える次第でございますが、その先におきまして、やはり依然国の助成のもとでどうしても立ち行かないというものが出ることやむを得ないかと思ひますが、そういった四十八年度三千六百

万トンといったふうな事態に相なりました場合には、その先、需要業界がどのような状況になるか、あるいはまた、これらにおきまして賃金水準あるいは賃金傾向あるいはまた能率のぐあいというふうなものによりましてなにおおまか予測がむづかしい問題ではございますが、私もどうもいたしましては、そういった四十八年度以降というふうな状況下におきましては、能率の上昇と賃金の上昇とが、その大きなギャップを来さない、そして、また、かりに閉山をいたしますものが出来ても、その閉山のための掛かりと、それからまた存続していく場合、維持のための掛かりというものは大体均衡のとれたものになり、国費の引き続いての上昇というふうなものを必要としないで石炭鉱業が存立していくものと、かような見通しに立っているわけでございます。

○野上元君 最後に、大蔵省に聞きたいのですが、五年間で四千億をこえる膨大な助成をするわけですが。したがって、これの使途というものは非常に監視されなければならぬと思ふのですが、今日石炭鉱業だけで成り立っている企業というものはあまりないと思ふんですが、たいてい多角経営をやつて、いろいろな事業をやっていると思ふんです。したがって、石炭再建のためにあなたのほうで助成された金が、石炭再建に使われなくて、他のやつておる事業につき込まれる。石炭はもう先行き見通しがわからないから、いくらやってもだめだ、したがって、他の部門でひとつ利用しようというふうな気を起こさないとも限らないと思ふんですが、そういう事例は過去になかったかどうか、あるいはその監視機関というものは一体どうなっているか、その点をちょっとお知らせ願いたいと思ひます。

○政府委員(海堀洋平君) この点につきましては、衆議院の大蔵委員会におきましても井手先生から特に厳重な御注意がございまして、附帯決議の形で御注意を受けたわけでございます。過去に事例がなかったかという問題でございますが、これは井手先生のあげられました事案を詳細に調べ

てみたところ、むしろそれは石炭鉱業の金繰りを何とかなつたためにした措置でございまして、そのあげられた事業は石炭鉱業の再建を妨げるというふうな事案ではなかつたと思つてございまして、しかし、詳細に一件々見ていった場合に、やはりそういう面が絶無であつたということも言ひ切れない面があつたと存じます。この法律におきましては、今回新たな助成措置として再建交付金の交付を行なうに際しましては、再建計画を提出するわけにございまして、それから重要財産の処分をする場合にはこれを届け出をさすわけにございまして、それを主管大臣でございまして通産大臣が見まして、妥当でない場合には、それについて勧告を行ないまして、さらにその勧告が聞かれなかつた場合には、従来の元利補給金、いわゆる第一次肩がわりの金でございまして、それから今回の再建交付金、これも千億を限度といつたして、この補給契約があるいは交付契約を解除するといふ制裁がついておられます。しかし、具体的には法の運用の問題でございまして、現実に相当注意して法の運用に当たらなければならぬという点な事案が現に提起されておりました、そういう点につきまして、通産省と協力いたしまして、これだけの大きな国費が石炭の再建に使用されることを絶対に確保していきたい。この助成によつて、国に石炭の再建の責務を押しつけて、企業が他の分野に安易に転進するということは、絶対に避けたいかなければならない。ともすると、そういうふうな考えにおおわたりやすい企業のあることは事実でありますので、その点は厳に監督していききたいと思つております。

○政府委員(上村千一郎君) いま先生の御指摘でございまして、これは衆議院の場合でも非常に御注意ございまして、私も、先生の御指摘は非常に重要な御指摘だと思ひまして、十分注意をいたしていくつもりでございまして。

○西田信一君 私、野上さんの質問を聞いておりまして、非常に適切な問題を取り上げておられると思つたのです。そこで、関連的にひとつお聞き

したい。しかも、少し具体的な問題についてお聞きしたいと思ひます。

まあ特別会計も三年延ばして四十八年度までにする、財政措置もそういうふうな講ぜられておると思ひますが、それで、これを受けて企業家がよほど真摯な心がまえでやつてもらわなければならぬと思ふのですが、いろいろいまお話がありまして、五年先になれば、いろいろな国の助成も一応は現段階ではなくなるというそれを受けて、それに対する企業家の体質改善なり体制の整備なりというものがいまから講ぜられなければならぬと思ふわけですね。そこで、具体的にまず通産省からお聞きしたいのですが、きのうあたり、大手の中の大手と言われる三菱鉱業が、いま私が申したような考え方に基づくのだと思ひますが、現在石炭産業とその兼業とのくらの割合になつてゐるか、これを切り離して、北海道、九州にそれぞれ独立した石炭産業の別会社をつくる、それをして専門にこれをやらせるというふうな構想が発表されておられます。これについて、まだ発表直後であるからあるいは詳細にこれらの計画をお取り寄せになっておられないかも知れませんが、これでも、こういう国の石炭政策を受けて立つ企業側の、しかも具体的な三菱鉱業の今度のような措置に対して、通産省としてはこれをどういうふうに見ておられるか、どういうふうな受け取つておられるかということをお聞きしたいのですがね。

○政府委員(長橋尚君) 御指摘のケースにつきましては、企業側からより相談を持ちかけられておられますが、まだその具体的な内容について十分に通産省としての意見を確立するとかそういうふうな事案になつておりません。まだ具体案自体はつきりした形で提示されてない現状でござい

ところ、企業が石炭部門とその他部門を分離するといふこと自体が絶対にいけなかつたか、そういうことは必ずしも言えないと思ひますけれども、問題は、おおよそそういうふうな分離といふこ

とがまじめに考えられる限りにおきましては、い

○西田信一君 まだ具体的な詳細にわたる計画を受け取つておられないという段階でいま最終的な判断を求めることは無理だと思ひますが、しかし、私の聞き及んでいる範囲内においては、要するに、政府は、国がこれだけ手厚い措置をしてくれるのだから、あと石炭産業が五年後になつても十分企業として成り切つていくような立場においていろいろ検討しておられるように何つておるし、また、その後、会社が発表されましてからまだ日

○政府委員(長橋尚君) 石炭鉱業審議会の昨年末の答申におきましても、石炭の助成費といふものが十分にそれなりの目的に効率的に各企業におい

て使用されるようにチェックの体制を整えるべきである。たとえば区分経理であるとか、その他そういうチェック体制を整えるべきであるといふような点は指摘されておるわけにございまして。また、今後の企業の体制につきましても、とにかくここで石炭企業として労使一体になつてほんとうに自己努力を発揮できるように体制をそれぞれ企業ごとに考えていくべきであり、そういう意味合いの一つの考え方としては、ほんとうに石炭企業としての自立意識を高揚するための分離といふようなことも考え方として一つの例示に上がつてゐるわけにございまして。そういう意味合いにおきまして、石炭企業とその他企業との分離自体については、これはまた弾力的に考える余地もあつたと思ひます。

問題は、先ほど二点申し上げたわけにござい

○西田信一君 それじゃ、今度、大蔵省の立場からどう見ておられるのですか。

○政府委員(海堀洋平君) まだ具体的にどういふ案でといふことはございせんが、原則的に申しますと、政府が私企業ベースにしましてこれだけの助成を行なうのは、各個々の企業の救済というよりも、石炭鉱業が、相当な雇用量を持つてゐるというところ、それから地域に密着した一つまり、ほかの産業と違ひまして、要するに地域に密着した産業である。すなわち、その地域の経済には非常に影響があるといふことから、これだけの厚い助成がとられてゐるのだと思つてゐます。そういうたしと、今回、三菱が考えてゐるごとく、そのこと自体、いま石炭部長からお話がありまして、たうに、石炭企業とその他部門を分離することがそういう見地から適当かどうかという点につきましては、これはあるいは適当かもしれせんし、

あるいは適當でないかもしれないと思うのでござい
ます。ただ、その場合に一番問題になりますのは、
資産、負債の分離のしかただと思ひます。いま
ま番付伝えられるところによりますと、炭鉱の簿
価を非常に高く評価いたしまして、そうしてそ
れは非常に大きな資産であるという形にしまし
て、それに見合つて負債を持つていく。ところが、
実際は、炭鉱というのは掘れば赤字が出るもの
でございまして、これを再評価するといひまし
ても、実際問題としては再評価できないものでござ
いますので、そういった資産、負債の不真正な
分離をして、石炭部門を弱くして、それを国家の
助成に押しつけておいて、他の部門に転進するとい
ひのは、これだけの国家的な見地から國費で助
成をしていくとしておられるに、絶対にとられて
はいけない措置であらう——その点につきまして
は、まだ具体案が出ておりませんので、いまのは
仮定の問題でございまして、具体的な案が出ま
した際には、その点だけは、これだけの助成は何
も各個々の企業の救済ではなくして、石炭産業と
いうものの持つてゐる国家的な意味からの助成で
あるという点だけは、絶対に踏みはずしていただ
きたいというふうに考へております。

○西田信一君 要するに、通産省も大蔵省も、具
体案を見なければわからないが、石炭再建という
立場に立つてこれが合理性のあるものならば、い
まの分離もちつとも排除するものではない。しか
し、その内容が、石炭産業に重い荷物を預けてし
まつてむしろ逃げ出すというふうなかつこうでは
困ると、こういう考へですね。わかりました。

もう一点、こまかい問題で恐縮でございませ
うが、私、ちよつときよく聞いたので、われわれの見
落しとか、気がつかないところのなと思つてゐる
問題が一つあるんですがね。これは通産省に質問
しますが、石炭の鉄道運賃が払えないからという
ので後払いで延ばしてまいりましたね。それを今
度毎年々々払う時期に入つてきてゐるでしょう。
ところが、なかなかこういう状態で、昔の払えな
かつたものが、状態がよくなつてゐるならいいけ

れども、状態はちつともよくなつておらぬ、むし
ろ悪化しておつて、それを無理して払わなければ
ならぬという状態ですね。そうして、その後、未
払いをした会社でやめた会社、閉山して会社がつ
ぶれたというか、そういう会社も一、二にある。
ところが、約束は、どつちも払う場合はみんな連
帯で、連帯で責任を負つて、そうしてつづれたた
ころも残つてゐるところが払いますという約束に
なつてゐるんだな。だからして、結局、非常に苦
しいのに、つづれた会社の分までも現在後払いの
責任を負つてゐるという状態らしい。こういうこ
とは、通産省としては何か対策を考へておられな
かつたのですか、どうですか。

○政府委員(長橋尚君) 御指摘の件は、一ころま
で実施されておりました石炭の国鉄運賃の延納後
払い措置につきましての問題、特に大手業界にお
きます場合にそれを国鉄に對しまして各社連帯保
証をいたしたわけにございまして、そういう状況
下におきまして、今回大手企業に企業ぐるみ閉山
を受けるものが出てまいりまして、いよいよ大手
業界全体としての連帯保証を履行しなければいけ
ない、そしてあと企業ぐるみ閉山になる企業に對
して求償権を持つ、こういうふうな問題かと存じ
ますが、この点につきましてそういう場合に國の
閉山交付金の一般債務についての対象にするかど
うかという点につきましては、いろいろ検討をし
てゐるわけにございまして、もともとこれは大手
業界としてお互いに協力し合ひ、共存共助のた
まえというふうなことが、最近、大槻会長の参議
院におきまして新政策実施に際しての決意表明とい
う中にも出ておりますけれども、そういう共存共
助というふうなことで、かつてそういう連帯保証
が行なわれたと、かようなたてまえに立つて考へ
るといたしますと、まあ額をいたしましてそれ
ほど大きな額——これは見方の問題がございまし
て語弊があるといけません、でもございませ
ん、この際仲間企業ぐるみ閉山になるものに對
しては、ひとつ業界が協力してその辺をそれぞれ
で負担をしようというふうな筋合いも一つあるわ

けでございまして、しかし、それは言つても、非
常に苦しい状況だといふふうな反論も確かにあ
るかと思ひますが、まあこの点でできる
だけ業界とも十分話し合ひをして、その問題の
処理にふさわしい公正な結論を出すようにいたし
たい、かように考へてゐるわけにございませ
う。

○西田信一君 わかりました。私は連帯責任を
負つてつづれた会社の分も払うといふふうな苦
しさもさることながら、まあそれもおつらいです
ね。それから実際に銀行から借りたやつは負債と
して肩がわりする対象になつておるが、国鉄に對
するものはやはり一種の負債ですわね。ですか
ら、これなんか國でめんどうをみてやることか
いいんじゃないかといふ気がしてゐるのですが、
それらも含めて御検討くださるといふ意味です
か。

○政府委員(長橋尚君) 検討をしようといふこと
でございませう。

○西田信一君 国鉄から借りてゐる、つまり未払
いになつてゐるんだから、借金になつてゐるわけ
ですね。それも、経営状態が苦しいから払わな
いのでしょう。そして、何年かたつて払う時
期になつたけれども、むしろかえつて苦しい状態
にあるのだから、そういう運賃のこの分も、それ
は国鉄に押しつけろと言ふわけにいかないわけ
ですわね。国鉄は苦しいんだから。だから、や
っぱり財政措置の中で考へてやつたらいのじやな
いかという気もするのですが、それも含めて検討
をするという意味ですかと聞いてゐるんです。

○政府委員(長橋尚君) まだ最終的な結論を出し
たわけではございませぬけれども、共存共助とい
うような意味合ひで、業界こそつて、やむを得な
い、それぞれ残つた者で負担しようといふふうな
ことに相なればまことにけつこうだとも思ひわけ
でございませうが、十分御指摘の御事情も御指摘の
点も加へまして検討いたして最終的な結論を出し
たいと思ひます。

○西田信一君 はつきり聞いておきますが、ひと
のつづれた会社の分を払うといふことだけでなく

で、残つてゐる未払いの運賃全体について何かめ
んどろをみてやつたほうがいいんじゃないかとい
ふ意味で聞いているんだが、そういうことで検討
してくださるといふことですね、こう言つてゐ
るんです。それでいいですね。

○政府委員(長橋尚君) その国鉄の延納運賃の問
題について國が特別な支援を検討してみたらどう
かという御意見につきましては、実は私もきよう
初めて伺ひましたので、この点十分また検討いた
したいと思ひます。

○委員長(丸茂重貞君) 本案に對する質疑は、本
日はこの程度にとどめ、これにて散會いたしま
す。

午後三時五十六分散會